

畑作物栽培の省力化・  
環境負荷低減に向けて

# 生分解性マルチの 導入を支援します！

農作業の省力化や環境負荷低減のために、  
認定農業者等が生分解性マルチの  
利用を開始・拡大する取組に対し、茨城県が支援します。

**公募期間** 令和6年 11/15(金)～ 令和7年 1/10(金)

※今年度、最後の公募になります。

## 支援対象となる方

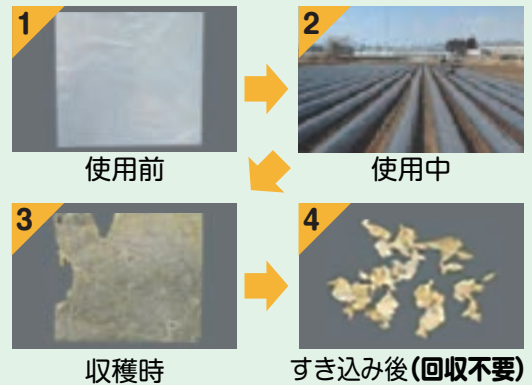
- 1 認定農業者
- 2 認定新規就農者
- 3 市町村基本構想水準到達者
- 4 地域計画に位置付けられた農業者
- 5 集落営農組織、特定農業団体



マルチを使用する作物の例  
(かんしょ・トウモロコシ等)

## 生分解性マルチとは？

- 作物生育期には通常のポリマルチと同様の機能を持つ資材で、収穫後、土壌にすき込むと、土壌中の水分と微生物により最終的に水と二酸化炭素に分解します。
- 作物収穫後に作物残渣と一緒にすき込むことで、収穫後のマルチのはぎ取り・回収作業が不要となることから、省力化と廃プラスチック削減による環境負荷の低減につながります！



## 応募時に必要な書類

### その1 支援対象農業者であることの証明

- 1 2 …… 認定農業者の認定証の写し
- 3 …… 各市町村で設定する農業所得に係る水準を超えていることが分かる決算書等
- 4 …… 地域計画に位置付けられていることが分かる書類
- 5 …… 当該組織および団体の定款等

### その2 事業計画に係る証明

- 経営面積が分かる耕作証明書 等
- 生分解性マルチの見積書(製品名及び規格が分かるもの) 等

## 支援対象の取組と補助単価

生分解性マルチの導入費用

**補助単価**

**生分解性  
マルチ**

**1m当たり**

**15円**

注1：支援対象の生分解性マルチは、原則、日本バイオプラスチック協会(JBPA)が運営する生分解性プラ識別表示制度において、安全性・生分解性に係る基準を達成している製品とします。

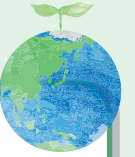
注2：支援対象の生分解性マルチは、原則、各ほ場において**1作目の作付けに必要となる分量**とします。

注3：既に生分解性マルチを導入している場合、**取組の拡大分のみを対象**とします。

注4：生分解性マルチ導入後、省力効果の検証を実施していただきます。

注5：生分解性マルチの購入費等に係る他事業の補助対象となった分については、本事業の対象外とします。

注6：対象となる生分解性マルチは、**茨城県内のほ場において使用する分量**とします。



## 事業実施上の要件

以下の①及び②の実施を要件とします。

- ①生分解性マルチを活用し、回収労力の低減やプラスチックの排出削減を図ること。すでに活用している場合は、生分解性マルチの導入面積の拡大分（取組強化分）が補助対象となります。
  - ②令和7年2月28日までに納品が完了し、かつ、令和7年12月10日までに事業の実施状況報告をすること。
- ※令和7年12月10日までに収穫を終了する作物・作型で活用できます。

### Q1 補助対象となる生分解性マルチはどのようなものか。

日本バイオプラスチック協会（JBPA）が運営する生分解性プラ識別表示制度において、安全性・生分解性に係る基準を達成している製品を原則とします。

A

### Q2 同一ほ場で年に複数回の作付を行う場合の補助対象の考え方は。

原則、同一ほ場において1作目の作付けに必要なとなる分量を補助対象とします。

A

### Q3 すでに生分解性マルチを導入している場合（※）の補助対象の考え方は。

取組拡大分（導入面積の拡大分）のみを対象とします。  
※令和5年度に本事業を活用した場合を含む

A

### Q4 他事業との併用は可能か。

生分解性マルチの購入費等に係る他事業の補助対象分は、本事業の対象外とします。

A

### Q5 対象となる生分解性マルチは、いつまでに支援対象者に納品されれば良いか。

令和7年2月28日までに納品されるものを対象とします。なお、補助対象となる生分解性マルチは令和6年4月1日以降に発注したものとします。

A

### Q6 補助対象となる耕作面積の範囲は。

茨城県内のほ場かつ、耕作証明書に記載の面積の範囲内とします。

A

### Q7 本事業を活用して導入した生分解性マルチは、いつまでに使用すれば良いか。

本事業の実施状況報告（省力効果等の事業成果の報告）期限を令和7年12月10日としていますので、その前に収穫を終了し、省力効果等を報告できる作物・作型で使用してください。

A

### Q8 申請先はどこか。

本チラシ下段の「申請受付センター」に直接、郵送又は電子申請システムにより申請してください。尚、郵送申請の際は証明書等の原本ではなく、写しを送付してください。

A

事業申請  
サイトを、  
必ず確認  
ください

事業申請サイトに本事業の必要資料（実施要領等）があります。注意事項の記載もありますので、資料内容の確認をお願いします。

省力化 申請受付センター [検索](#)



生分解性マルチ  
取組事業者の声



Facebook



Instagram

お問合せ先

省力化・グリーン化同時実現型資材活用推進事業補助金 申請受付センター

電話 **029-224-6332**

[受付時間] 平日10:00～12:00、13:00～18:00

※年末年始の平日（12/30-1/3）は休業

〒310-0026 茨城県水戸市泉町1-2-4 水戸泉町第一生命ビル1階

[syoryokuka\\_greenka@nta.co.jp](mailto:syoryokuka_greenka@nta.co.jp)

[電子申請サイト] [https://va.apollon.nta.co.jp/r6\\_shoryoku-green\\_ibaraki/](https://va.apollon.nta.co.jp/r6_shoryoku-green_ibaraki/)

または、茨城県 農林水産部 農業技術課 持続的農業推進 G [電話] 029-301-3931 [受付時間] 平日10:00～12:00、13:00～17:00